

宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例に規定する
施策を推進するための方針（案）

平成 28 年 月 日策定

宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例（平成 28 年宍粟市条例第 5 号。以下「手話条例」という。）第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により、宍粟市における手話施策を推進するための方針を次のように定めます。

基本方針

手話が言語であることの認識の下、手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話で意思疎通が図りやすい環境を構築することにより、全ての市民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することのできる地域社会の実現するため、以下の施策を推進します。

1 手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項（手話条例第 7 条第 2 項第 1 号）

（1）施策の推進方針

市は、市民や事業者、子どもなどが身近に手話とふれあい、ろう者に対する理解を深め、手話を学びやすい機会を提供していくことが必要です。

市では、これまで宍粟市ろうあ協会、手話サークル等によって手話の普及に努めてきました。今後、宍粟市ろうあ協会や手話サークル団体等と一層の連携を図り、市民だれもが手話とふれあい、学べる環境づくりを目指します。

（2）推進施策

手話が言語として認知され、ろう者についての市民の理解が深まるよう、市の広報紙やチラシ、懸垂幕等により啓発を行います。

市民が手話に親しむことができるよう、教育委員会や関係機関と連携し、手話に関する教室や講座、講習会等を開催し、手話にふれあうことのできる環境づくりを進めます。

市役所窓口において、まずは手話で挨拶や簡単なコミュニケーションがとれるように職員に対する手話教室等の取り組みを進めます。

市内の企業等事業所への、手話の理解及び普及を推進します。

その他手話やろう者への理解及び普及のための方策について、宍粟市ろうあ協会や手話サークル団体等と協働し検討します。

2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項(手話条例第7条第2項第2号)

(1) 施策の推進方針

市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者にも健聴者と同じように、情報を得ることを保障される権利があります。(障害者差別解消法、合理的配慮の提供)

市は、市の音声言語による行政情報等の提供や市民が参加することができる会議等において、手話通訳者等の派遣を行うなど、手話による情報取得ができる環境づくりに努めます。

また、市内のあらゆる場所でいつでも手話で意思疎通ができるよう、手話の使いやすい環境づくりを進めます。

(2) 推進施策

市主催のイベントや例えば議会本会議などにおいて、必要に応じ手話通訳をつけるなど、合理的配慮の提供に努めます。

手話の必要な方の社会参加などあらゆる場面での情報取得ができるよう、手話通訳者派遣事業の充実を図ります。

災害時の要配慮者で手話の必要な方への支援の方法、体制など、検討します。

3 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項(手話条例第7条第2項第3号)

(1) 施策の推進方針

ろう者とろう者以外の人を結びつける手話通訳の役割は重要です。手話通訳者等は、ろう者とろう者以外の方の意思疎通を図るだけでなく、ろう者の生活を支援しています。

市は、手話通訳者の役割を十分に認識し、手話通訳の確保及び養成を進めます。

(2) 推進施策

平成28年度から、各種講座、研修等に設置通訳者が関わることから、設置通訳者を2名体制とし、市窓口に通訳者が不在とならないよう体制を整備します。

手話通訳者等の確保とスキルアップを図るため、登録手話通訳者のレベルアップ講座、手話奉仕員養成講座【入門編・基礎編】を開催し、手話通訳技術の向上及び手話奉仕員の養成に取り組みます。

手話通訳者派遣事業について、県の実施する広域派遣事業の報酬単価に併せて市の派遣報酬単価についても必要な見直しを検討します。

4 市長が必要と認める事項（手話条例第7条第2項第4号）

前各号に定める施策以外に、手話を普及するため市長は必要な施策を講じるものとします。

5 その他の事項

宍粟市手話施策推進会議において、各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行うこととします。